

## 経済に係る将来予測データの調達

「経済に係る将来予測データの調達」を、以下の要領で公募に付す。

なお、本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とする。

### 1 公募に付する事項

#### (1) 件名

経済に係る将来予測データの調達

#### (2) 調達に必要となるデータ等

次のアからエを全て満たしている将来予測データであること。

ア 業種（業界）に関する今後5年程度の将来予測情報について、10,000業種以上有していること。

なお、業種の基準は、日本標準産業分類等に基づきつつ、提供者側が合理的と判断し定める基準とする。

イ 製品・サービスに係る経済指標に関する今後3カ月程度の将来予測情報について、10,000指標以上有していること。

なお、指標の基準は、官公庁が公表する統計等に基づきつつ、提供者側が合理的と判断し定める基準とする。

ウ 個別企業業績に関する今後5年程度の将来予測情報について、100,000社以上有していること。

エ 前（ア）～（ウ）について、企業決算及び経済統計の公表等を反映した情報の更新が行われること。

#### (3) 提供方法

インターネットブラウザ Google Chrome 又は Microsoft Edge に対応したウェブサイトにて提供のこと。

ただし、各種データは、ウェブサイトでの画面表示に加えて、excel 又は PDF 形式のファイルとしてダウンロード可能であること。

### 2 契約期間及びライセンス数

#### (1) 契約期間

令和4年4月1日（予定）から令和5年3月31日までとする。

#### (2) ライセンス数等

契約期間におけるウェブサイトの利用ライセンス5名分。

ただし、前1（3）提供方法に定める excel 又は PDF 形式のファイルについては、ダウンロード後、公庫内のライセンス非保有者にも共有可能とすること。

### 3 参加資格等

項番1（2）「調達に必要となるデータ等」、（3）「提供方法」及び項番2（2）「ライセンス数等」の全ての記載事項を満たすデータが提供可能であり、かつ次の各号に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 平成 31 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの 3 年間に、金融機関・官庁等から同種の経済情報データにかかる受注実績があること。
- (2) 令和 01・02・03 年度全省庁統一資格、「物品の販売」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること、又は申請書類により同等であると確認できる者であること。
- (3) 次の各項に該当しない者であること。
  - ア 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
  - イ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者。
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
    - (ウ) 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
    - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
    - (オ) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
    - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
    - (キ) この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
  - ウ 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 参加申込書及び参加資格確認資料の提出期限の日から契約締結までの期間に、公庫から契約規則に基づく契約資格喪失措置を受けていない者。
- (7) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

#### 4 申込方法

参加を希望する者は、令和 4 年 3 月 3 日（木）15 時 00 分までに、参加申込書（別添 1）及び項番 5 に示す提出書類を項番 6 の申込先・問合わせ先へ、項番 7 の提出方法にて提出すること。

#### 5 提出書類

- (1) 項番 1（2）「必要となるデータ等」、(3)「提供方法」及び項番 2（2）「ライセンス数等」の全ての記載事項を満たすことが確認出来る書類（様式適宜）
  - (2) 参加資格があることを証明する書類
    - ア 法人登記簿謄本（申込前 3 ヶ月以内に発行されたもの（原本））
    - イ 財務諸表（直近 2 期分）
    - ウ 法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書（その 3）又は同（その 3 の 2）若しくは同（その 3 の 3）
    - エ 適合証明書（別添 2）
    - オ 誓約書（別添 3）
- (注) ア、イ及びウは、令和 01・02・03 年度全省庁統一入札参加資格の資格審査結果通知書の写しをもってかえることができる。
- (2) 見積書(様式適宜)

## 6 申込・問合せ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 大手町フィナンシャルシティノースタワー  
株式会社日本政策金融公庫 管財部契約課

担 当 : 都丸 勝己

電 話 : 03-3270-1552

F A X : 03-3270-1441

## 7 提出方法

持参又は郵送による。

持参の場合には、項番6における「日本公庫エントランス1階総合受付」で公庫担当名及び当該案件の公募参加申込書等を持参した旨を伝えること。

郵送による場合は、簡易書留郵便により、申込期限必着で送付すること。

## 8 その他

- (1) 参加者は、提出した書類、添付書類等について説明を求められた時はこれに応じなければならない。
- (2) 書類等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

以上

令和 年 月 日

## 参加申込書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

郵便番号

住所

商号又は名称  
代表者氏名

代表者印

株式会社日本政策金融公庫が令和4年2月18日付けで公告した「経済に係る将来予測データの調達」の公募に参加することを希望します。

- 連絡先
- (担当部署)
- (担当者名)
- (電話番号)
- (FAX 番号)
- (E-MAIL)

## 受注実績証明書

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

参加資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加資格	合否判定の根拠となる事由
<p>(受注実績) 平成31年2月1日から令和4年1月31日までの3年間に、金融機関・官庁等から同種の経済情報データにかかる受注実績があること。</p>	<p>[条件を満たす実績を記載すること。]</p> <p>契約名： _____</p> <p>発注者： _____</p> <p>納入日： _____</p> <p>※契約書の添付は不要です（必要に応じて、後日提出を求める場合があります。）。</p>

株式会社日本政策金融公庫  
管財部長 本西 正人 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

## 誓 約 書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「経済に係る将来予測データの調達」に関し、「3参加資格等」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

### 記

- 次の各項に該当しない者であること。
  - 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
  - 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者。
    - 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
    - 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
    - 契約者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げたとき。
    - 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
    - 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
    - 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
    - この項（この号を除く。）の規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
  - 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。
- 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。